

田尻町人権行政推進基本方針
田尻町人権行政推進基本計画

概要版

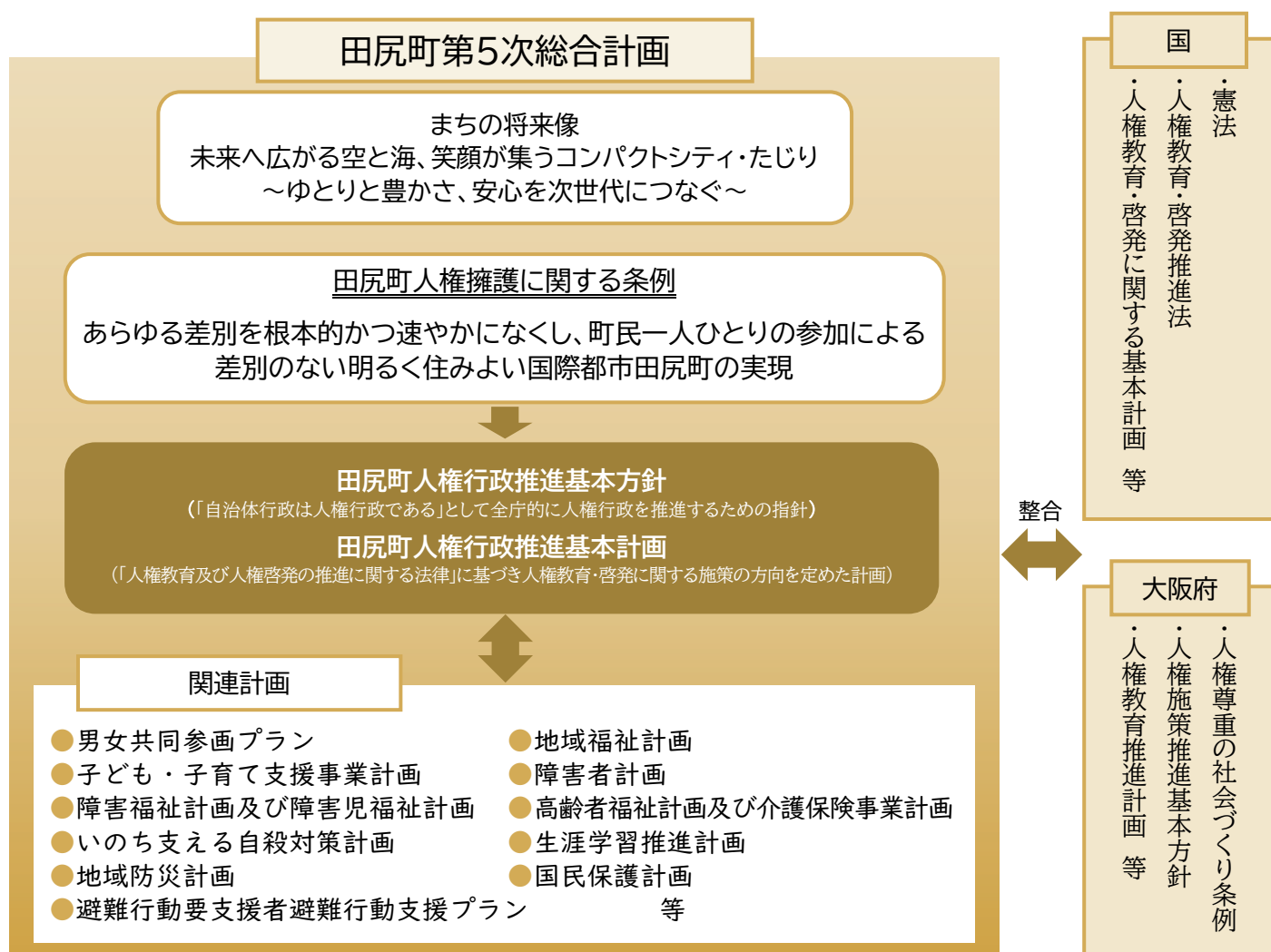
2023（令和5）年3月

田尻町

策定にあたって

人は誰でも、生命と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利、そして、人間が人間らしく生きる権利を生まれながらにして持っています。私たちが幸福に元気に生活するため「人権」に関する様々な取組が進められているにもかかわらず、部落差別(同和問題)をはじめとする、多くの人権課題が解決には至っていません。本町では、住民一人ひとりが、お互いの個性や価値観の違いなどの多様性を尊重し合い、国籍、年齢、性別、障害の有無などにかかわらずすべての人の人権が尊重され、差別や偏見、暴力などのない社会づくりを進めていくため、2021(令和3)年に実施した人権に関する意識調査や 2022(令和4)年に行った庁内及び関係機関ヒアリング調査の結果などを踏まえ、「田尻町人権行政推進基本方針・田尻町人権行政推進基本計画」を策定しました。

田尻町人権行政推進基本方針・人権行政推進基本計画の位置づけ



計画の期間

基本方針・基本計画とも期間は、2023(令和5)年度から2032(令和14)年度までの10年間とします。

基本計画は毎年度、進捗状況を審議会に報告し、中間年度までに計画の見直しを行います。

基本方針における基本理念と基本的視点

基本理念

人としての尊厳を大切に作る心豊かな人権文化の創造

～生き心地がよいと感じられるまちをめざして～

基本的視点

■かけがえのない存在「自分」をみつめ、人権を自分のものとしてとらえる

「人権」とは、日常生活のあらゆるところで私たちが幸福に元気に生活するために必要な身近で大切な権利です。自分が大切な存在とされ、人権が守られているかに気づき、必要な支援を求める受援力を備えられるよう日頃から意識したり、情報を得たり、学習する機会を持つことが大切です。

■様々な差別や偏見に気づき、なくす

人として誰もが生まれながらにして持つ尊厳並びに自由と平等の基本的人権をおびやかす行為である差別や偏見について学ぶことから、それらに気づき、なくしていくことができます。

■社会的排除や孤立をなくし、多様性を尊重する

地域や組織のなかで、誰一人として排除されたり孤立したりする人がなく、個性や価値観、生き方の違いを認め、多様性を尊重・包摂する社会をめざします。

■虐待や暴力、人権侵害のない社会を築く

子ども、高齢者、障害者への虐待、配偶者等からの暴力など、力の強いものから弱いものに対して起こる虐待や暴力には、身体的なものに限らず、精神的、経済的、社会的、性的なものも含まれます。誰もが当事者にも傍観者にもなることがない社会を築きます。

■自治体行政のすべてが「住民の権利と自由」に関わる「人権行政」

自治体行政は、住民生活の様々な分野における権利と自由を確立・保障することで、住民の幸福追求にかかわります。自治体行政全体が人権行政であると認識して取り組みます。

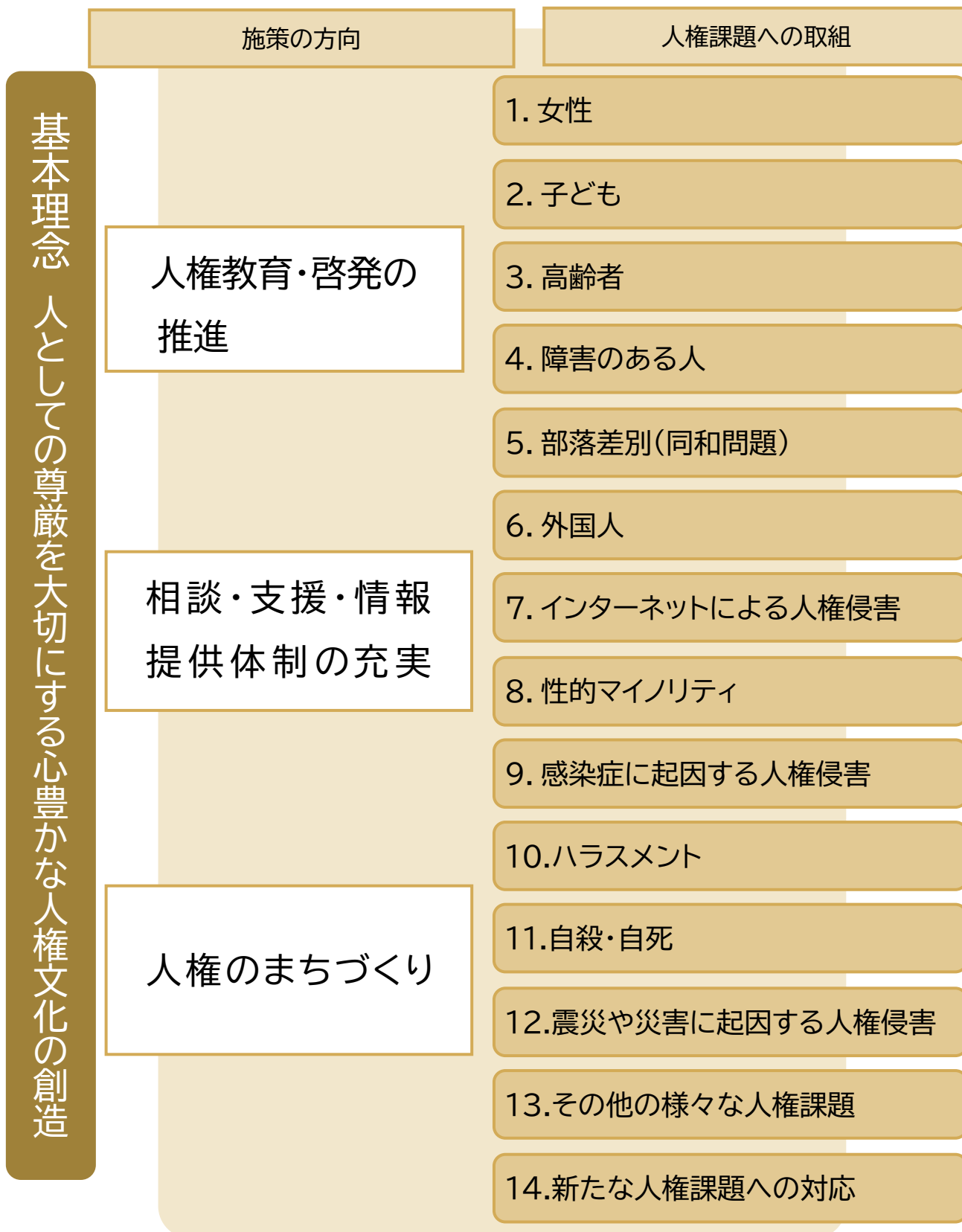
■住民等と行政との協働によるまちづくり

人としての尊厳を大切にすることを意識しながら、地域社会における様々な課題を住民等と行政が共有・連携し、ともに考え、取組を推進するなど、地域ぐるみで協働して人権尊重のまちづくりに取り組み、さらに、住民等が主体的に参画できるようエンパワーメント¹することを支援します。

¹ エンパワーメント：人が自らの意識と本来持っている能力を高め、社会のあらゆる分野で、政治的、経済的、社会的、文化的に力をつけること、及びそうした力を持った主体的な存在となること。

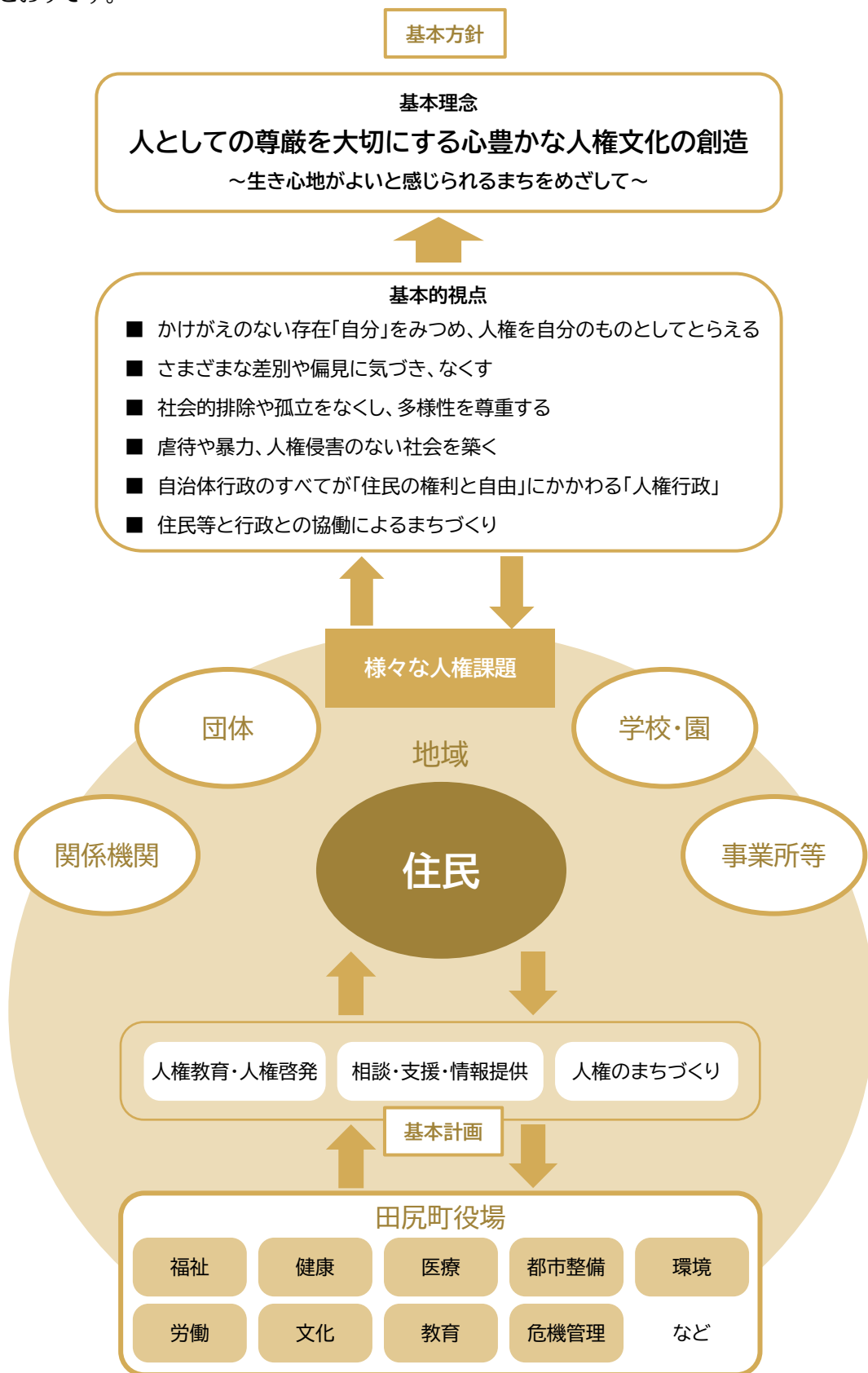
基本計画における施策の基本的な方向性

本計画においては、様々な人権課題における現状と課題を把握したうえで、すべての人権課題に共通する施策の方向として以下の3つの方向を定めて取組を推進します。



基本理念の実現に向けて

本町が人権行政を推進していくうえでのめざす姿である基本理念の実現に向けて、共有するためのイメージは次のとおりです。



主な人権課題への取組

1. 女性

- あらゆる意思決定の場における女性の参画促進とジェンダー平等の意識啓発の推進、誰もが働きやすい環境づくり、女性に対するあらゆる暴力を根絶するための社会意識の醸成と関係機関と連携した幅広い取組などを推進します。

2. 子ども

- 誰もが安心して子どもを産み育てることができ、子どもが健やかに育つ環境に向けた取組を進めます。
- 専門機関などと連携を図りながら子どものいじめや虐待に対応していきます。
- 子どもがおかれた環境に関わらず将来に夢をもてるよう支援を要する子どもの早期発見と支援に努めます。
- 様々な問題を抱える若者が社会参加できるよう、エンパワーメントと自立に向けた支援を行います。
- 子ども自身を権利の主体としてとらえて発達段階に応じた効果的な人権教育・啓発を推進します。
- リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）²の視点に立った性教育に取り組みます。

3. 高齢者

- 高齢者への虐待防止、社会参加の促進、介護家族のケア、認知症への理解や認知症サポーターの養成など、高齢者が権利の主体として地域で活躍し、家族も安心していきいきと暮らせる社会をめざします。

4. 障害のある人

- 障害のある人が住み慣れた地域で安心して暮らし、自己選択と自己決定のもとに自立と社会への参加・参画を実現できるように、幅広い分野にわたる施策を総合的かつ計画的に推進します。

5. 部落差別(同和問題)

- 学校教育・社会教育、職場における研修において人権教育として部落（同和）問題に関する学習を引き続き推進します。学習機会が十分に得られなかった人に対する教育・啓発機会の拡大に取り組みます。

6. 外国人

- 交流機会の拡大や国際理解教育の推進など多文化共生の取組を進めます。
- 日本語の理解が十分でない児童生徒に対するきめ細かな学習保障や識字・日本語教育に取り組みます。
- 様々な場面で多言語表示や「やさしい日本語」による情報提供や生活支援を行います。
- 地域に暮らす在住外国人等に対する識字・日本語教室の実施に向けて検討します。

² リプロダクティブ・ヘルス/ライツ:性と生殖にかかわるすべてにおいて、身体的にも精神的にも社会的にも良好な状態であること。リプロダクティブ・ライツは、リプロダクティブ・ヘルスを実現するために保障されなければならない、自己決定などの諸権利のこと。

7. インターネットによる人権侵害

- インターネットの適切な利用や自らが発信する情報に責任を持つ姿勢を促し、誰も被害者にも加害者にもならないための教育・啓発に取り組みます。
- インターネット上での人権侵害事案に対して関係機関等と連携を図り迅速な対応と相談支援に取り組みます。
- 様々な媒体からの情報を主体的・批判的に読み解く能力（メディア・リテラシー）を高める取組を推進します。

8. 性的マイノリティ

- 人の生き方にも大きく関わる性の多様性について、広く住民に考える機会を提供します。
- 性の多様性に配慮した性別欄の記載等を検討します。
- 性的マイノリティの児童・生徒へのきめ細かな対応に努めるとともに、周囲や教職員の理解を促進します。
- 職場における性的マイノリティの人権を保障し、差別や偏見の解消に努めます。

9. 感染症に起因する人権侵害

- HIV 感染者やエイズ患者が安心して治療を受け、働き、生活できる社会を築けるよう、正しい知識と理解を深める教育・啓発を行い、偏見、差別意識の解消に取り組みます。
- 根強い偏見、差別意識の解消に向けてハンセン病問題に関する正しい知識と理解を深める啓発を行います。
- 新型コロナウイルス感染症への誤解や偏見に基づく差別や人権侵害をなくしていくよう啓発を行います。

10. ハラスメント

- ハラスメント防止について正しい認識を普及・啓発するとともに企業・団体等への働きかけに努めます。
- 労働相談の関係機関と連携し、相談への対応、救済や調査等に取り組みます。

11. 自殺・自死

- 自殺対策基本法に基づき、自死に対する理解と適切な支援の体制を推進します。
- 自死遺族の自助グループ等の情報についても住民に周知し、支援に努めます。

12. 震災や災害に起因する人権侵害

- 正しい情報と冷静な判断に基づき、一人ひとりが人としての尊厳を大切に取る行動を取るよう促します。

13. その他の様々な人権課題

- 刑を終えて出所した人、犯罪被害者等、北朝鮮当局によって拉致された被害者等、心の病・精神疾患、アイヌの人々、ホームレス、人身取引、労働者をめぐる人権問題、さらには、社会の変化に伴って生じる新たな人権課題などにも対応していきます。

計画の推進と進行管理

計画の推進体制

人権行政を担う職員の人材育成

すべての職員に対して、自治体行政＝人権行政であるという認識を浸透させ、人権に関する知識を得て、人権感覚を磨くために定期的な人権研修の実施や人権学習の機会等を提供します。

庁内体制の強化

田尻町人権行政推進本部の総合調整機能を発揮して、住民が直面する困難や課題に対して重層的な支援体制の構築を図ります。

田尻町人権擁護審議会

田尻町人権擁護審議会を年1回定期的に開催し、基本計画の進捗状況に対する評価並びに人権施策全般についての意見や提言をいただきます。

関係機関・団体等との連携・協働

行政機関等との連携

本町の人権施策を効果的に推進するために、国の関係機関や大阪府、他市町や関係団体との協力・連携を進めます。

地域団体との連携・協働

田尻町人権協会との連携を強化するとともに、地域社会における課題解決をめざして、住民や住民組織と行政との協働事業を推進します。また、住民が自立した個人としてエンパワーメントするための支援を行います。

計画の進行管理

施策の取組状況を毎年度把握して、課題と改善策の検討を行った結果を田尻町人権行政推進本部へ報告し、全庁的な情報共有と職員の意識喚起を行います。さらに、田尻町人権擁護審議会に報告し、評価を受けます。